

平成30年度 弘前大学教員免許状更新講習 シラバス

| | | | | | |
|--------------|---|-------|-----------------|--------|-----|
| 開設者 | 弘前大学 | 講習番号 | C43 | | |
| 必修・選択必修・選択区分 | 選択領域 | 講習時間数 | 6時間 | 受講予定人数 | 35名 |
| 対象職種 | 教諭 養護教諭 | 主な対象者 | 教諭(校種を問わず)・養護教諭 | | |
| 講習の名称 | インクルーシブ教育システムと合理的配慮～その基礎的な理解のために～ | | | | |
| 開設日 | 平成30年8月20日(月) | 開催地 | 青森県弘前市 | | |
| 講習会場 | 弘前大学 (弘前市文京町1番地) | | | | |
| 講師氏名 | 中山 忠政(弘前大学) | | | | |
| 講習内容 | <p>「合理的配慮」は、「必要な支援」と何が異なり、なぜ提供されるべきものなのでしょうか。</p> <p>本講義は、「インクルーシブ教育システム」や「合理的配慮」について、障害者権利条約の条文(一部、英文を含む)を逐次参照・解説し、受講生自らの言葉でそれらを説明できるようになることを目指すものです。</p> <p>本講義は、先生方の教育実践に「今すぐ」「直接」反映できる内容ではありませんが、今後変化が予想される教育実践の現場において、教員として考えていくべき視点や視座が提供できるようにと考えています。</p> | | | | |
| 到達目標 | 障害者権利条約が規定する「インクルーシブ教育システム」(第24条)と「合理的配慮」(第2条)について、両者の関係も含め、説明することができる。 | | | | |
| 講習方法等 | <p>【講義ならびにグループ討議】</p> <p>障害者権利条約の第24条(教育)ならびに第2条(定義)の条文(一部、英文を含む)を逐次参照しながら、その意味するところについて、解説を加えていきます。</p> <p>1・2時限目の講義を踏まえ、グループでの討議および発表を予定しています(グループ討議に関して、事前の準備等は必要ありません)。</p> | | | | |
| 時間割 | <p>(時間)</p> <p>9:00 ～ 9:30 受付</p> <p>9:30 ～ 9:40 オリエンテーション</p> <p>9:40 ～ 11:10 1時限目 インクルーシブ教育システムについて</p> <p>11:20 ～ 12:50 2時限目 合理的配慮について</p> <p>12:50 ～ 13:40 (昼休み)</p> <p>13:40 ～ 15:40 3時限目 ソーシャル・インクルージョンに向けて</p> <p>15:50 ～ 16:40 試験</p> <p>16:40 ～ 16:55 評価書記入</p> <p>※休憩時間は適宜設けます。</p> | | | | |
| 履修認定の方法 | 筆記試験 | | | | |
| 成績評価の方法・基準等 | 成績評価は、講習の担当者が行う試験の成績や講習中の演習成果等から総合的に判断します。評価基準は、総合点で60点以上を合格とします。 | | | | |
| 教材等 | <p>使用する教材(資料等)はこちらで用意します。</p> <p>講習開始時に、教材の参照箇所を案内します。その際、「ふせん」や蛍光ペンがあると便利です。ご持参ください。また、「電子辞書」等をお持ちでしたら、ご持参ください。</p> | | | | |
| 備考 | <p>外務省のホームページ等で、障害者権利条約の「第24条(教育)第1・2項」ならびに「第2条の『合理的配慮』の定義」を、予めご確認の上、ご参加ください。</p> <p>【参考】外務省ホームページ:</p> <p>http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html</p> | | | | |